

(趣旨)

第1条 健康増進法(平成14年法律第103号。以下「法」という。)の施行については、健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(国民健康・栄養調査の調査世帯の指定の通知)

第2条 省令第2条第2項の規定による通知は、[別記第1号様式](#)の通知書によりするものとする。

(特定給食施設の届出)

第3条 法第20条第1項の規定による届出は、[別記第2号様式](#)の届出書によりしなければならない。

2 法第20条第2項前段の規定による届出は[別記第3号様式](#)の届出書により、同項後段の規定による届出は[別記第4号様式](#)の届出書によりしなければならない。

3 法第20条第2項後段の規定により特定給食施設(同条第1項に規定する特定給食施設をいう。以下同じ。)の事業の休止の届出をした者は、当該事業を再開したときは、再開の日から1月以内に、その旨を[別記第5号様式](#)の届出書により市長に届け出なければならない。

(特別の栄養管理が必要な特定給食施設の指定)

第4条 市長は、法第21条第1項の規定による指定をしたときは、その旨を[別記第6号様式](#)の通知書により当該指定をした特定給食施設の設置者に通知するものとする。

2 市長は、[前項](#)の指定をした特定給食施設が省令第7条に定める基準に該当しなくなったときは、その指定を解除するとともに、その旨を[別記第7号様式](#)の通知書により当該特定給食施設の設置者に通知するものとする。

(給食の実施状況の報告)

第5条 特定給食施設の管理者は、毎年6月30日までに、市長が別に定める報告書により当該特定給食施設における食事の供給の状況について市長に報告しなければならない。

附 則

1 この規則は、平成15年5月1日から施行する。

2 函館市栄養改善法施行細則(平成11年函館市規則第3号)は、廃止する。

3 戸井町、恵山町、榎法華村および南茅部町の編入の日前に健康増進法施行細則(平成15年北海道規則第100号)の規定によりなされた手続その他の行為で、同日以後において市長が管理し、および執行することとなる事務に係るものは、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成16年11月19日規則第82号)

この規則は、平成16年12月1日から施行する。

附 則(平成24年3月27日規則第11号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和4年2月28日規則第4号)抄

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づき提出されている申請書、申出書その他これらに類するもの(以下この項において「申請書等」という。)は、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づき提出された申請書等とみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成されている用紙は、当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

別記第1号様式(第2条関係)

国民健康・栄養調査世帯指定通知書

年 月 日

様

函館市長

印

この度、 年度国民健康・栄養調査の実施に当たり、あなたの世帯を調査世帯として指定したので通知します。

この調査は、健康増進法第10条の規定に基づき行われるもので、提出された調査票は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料とする目的以外の目的には使用されませんので、御協力くださるようお願いいたします。

なお、この調査は、身体の状態、栄養摂取量および生活習慣の状況について行いますが、詳細については、別途お知らせします。

別記第2号様式(第3条関係)

特定給食施設事業開始届出書

年 月 日

函館市長 様

届出者 住所〔法人にあつては、主たる  
事務所の所在地〕  
氏名〔法人にあつては、その名  
称および代表者の氏名〕

次のとおり特定給食施設の事業を開始するので、健康増進法第20条第1項の規定により届出ます。

- 1 給食施設の名称
- 2 給食施設の所在地
- 3 給食施設の種類
- 4 給食の開始年月日または開始予定年月日 年 月 日
- 5 各食ごとの予定給食数および1日の予定給食数

| 朝 | 昼 | 夕 | その他 | 1日計 |
|---|---|---|-----|-----|
| 食 | 食 | 食 | 食   | 食   |

- 6 管理栄養士および栄養士の数

| 管理栄養士 | 栄養士 |
|-------|-----|
| 人     | 人   |

注 6の栄養士欄には、管理栄養士の資格を有せず、栄養士の資格のみを有する者の数を記入してください。

別記第3号様式(第3条関係)

特定給食施設届出事項変更届出書

年 月 日

函館市長 様

届出者 住所〔法人にあつては、主たる  
事務所の所在地〕  
氏名〔法人にあつては、その名  
称および代表者の氏名〕

次のとおり特定給食施設の届出事項に変更があつたので、健康増進法第20条第2項の規定により届け出ます。

- 1 給食施設の名称
- 2 給食施設の所在地
- 3 変更年月日 年 月 日
- 4 変更事項
- 5 変更内容
  - (1) 変更前
  - (2) 変更後

別記第4号様式(第3条関係)

特定給食施設事業休止(廃止)届出書

年 月 日

函館市長 様

届出者 住所 (法人にあつては、主たる  
事務所の所在地)  
氏名 (法人にあつては、その名  
称および代表者の氏名)

次のとおり特定給食施設の事業を休止(廃止)したので、健康増進法第20条第2項の規定により届け出ます。

- 1 給食施設の名称
- 2 給食施設の所在地
- 3 給食の開始年月日 年 月 日
- 4 給食の休止(廃止)年月日 年 月 日

別記第5号様式(第3条関係)

特定給食施設事業再開届出書

年 月 日

函館市長 様

住所 (法人にあつては、主たる  
事務所の所在地)  
届出者  
氏名 (法人にあつては、その名  
称および代表者の氏名)

次のとおり特定給食施設の事業を再開したので、函館市健康増進法施行細則第3条第3項の規定により届け出ます。

- 1 給食施設の名称
- 2 給食施設の所在地
- 3 給食の休止年月日 年 月 日
- 4 給食の再開年月日 年 月 日

別記第6号様式(第4条関係)

管理栄養士配置給食施設指定通知書

年 月 日

様

函館市長

印

健康増進法第21条第1項の規定により管理栄養士を置かなければならない特別の栄養管理が必要な特定給食施設として次のとおり指定したので、通知します。

- 1 給食施設の名称
- 2 給食施設の所在地
- 3 指定年月日および指定番号 年 月 日 第 号

別記第7号様式(第4条関係)

管理栄養士配置給食施設指定解除通知書

年 月 日

様

函館市長 印

健康増進法第21条第1項の規定による指定を次のとおり解除したので、通知します。

- 1 給食施設の名称
- 2 給食施設の所在地
- 3 指定年月日および指定番号 年 月 日 第 号
- 4 指定解除年月日 年 月 日